

北海道クラブバスケットボール連盟 規約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、「北海道クラブバスケットボール連盟」と称する(以下「本連盟」という。)、
英文名は、「Hokkaido Club Basketball Federation」とし略号を「HCBF」とする。

(事務局)

第2条 本連盟は、事務局を理事会の指定する処に置く。

(目 的)

第3条 本連盟は、北海道内のクラブバスケットボール競技の健全なる普及、発展に寄与するとともに、北海道バスケットボール協会並びに日本クラブバスケットボール連盟に加盟し、バスケットボール競技の普及、振興及び競技力の向上を図り、もって生涯スポーツ活動のすることを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催
- (2) 講習会及び研修会の開催
- (3) 審判員の養成、推薦及び派遣
- (4) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第二章 組 織

(加盟団体等)

第5条 本連盟は、北海道内のクラブバスケットボールチームで、本連盟の目的に賛同するものをもって組織する。

(チーム加盟及び競技者登録)

第6条 本連盟の加盟チーム及び競技者は、毎競技年度において、北海道バスケットボール協会の定める地区協会を経て、所定の登録(Team JBAの登録規定に従って)をもって本連盟に登録しなければならない。

- 2 本連盟に加盟するチーム及び本連盟に登録する競技者は、別に定める加盟・登録に関する規定を守らなければならない。
- 3 加盟チームは、別に定めるチーム加盟料を毎年度納入しなければならない。
- 4 本連盟に加盟し登録していないチーム及び競技者は、競技会に参加することはできない。ただし、大会運営上やむを得ない理由が生じ、本連盟がこれを認めた場合は、この限りでない。

第三章 役 員

(種類及び定数)

第7条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監 事 若干名
- (4) 理事長 1名
- (5) 副理事長 若干名
- (6) 理 事 必要人数及び地区協会各1名
- (7) 委員長(部長) 1名
- (8) 副委員長(副部長) 若干名
- (9) 委 員 必要人数

(選任等)

第8条 会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事会で選任する。

- 2 常任理事は、理事会で推薦を得たものとし、理事長、副理事長は常任理事の互選によるものとして、会長はこれを委嘱する。
- 3 理事は、互選により会長が委嘱する。
- 4 監事は、互選により会長が委嘱する。
- 5 委員長(部長)、副委員長(副部長)は、互選により会長が委嘱する。
委員長は、理事長が指名し、副委員長及び委員は、委員長が指名する。

(職 務)

第9条 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 理事長は、理事会の議決に基づき、会務を掌理する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、本連盟の会務を分担処理し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 5 常任理事は、常任理事会又は理事会の議決に基づき、会務を執行する。
- 6 理事は、理事会の構成員となる。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 本連盟の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任 期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任又は就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(解 任)

第11条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決に基づき解任することができる。この場合、理事会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第12条 役員は無給とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第四章 会 議

(種 別)

第13条 本連盟の会議は、理事会と常任理事会とする。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、常任理事をもって構成する。

(機能等)

第14条 理事会は、この規約に定めるもののほか、本連盟の業務に関し、基本的な事項を議決する。

- 2 次に掲げる事項は、理事会に諮らなければならない。
 - (1) 重要な事業計画
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 役員を選任
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他重要事項
- 3 常任理事会は、理事会で議決された事項の執行について審議し、また理事会への付議事項について調整する。ただし、前項の規定にかかわらず、緊急を要する事項で理事会を開催する時間のない場合は、前項第3号及び第4号を除いて常任理事会で議決し、執行することができる。

(招集)

第15条 会議は、会長が招集する。

- 2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
- 3 定例理事会は、2年に1回とする。
- 4 臨時理事会は、以下のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 現在理事数の10分の3以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったと
 - (2) 会長が必要と認めるとき
 - (3) 監事及び理事長が必要と認めるとき

(議長)

第16条 理事会の議長は、会長又は、会長が指名した者がその任にあたる。

(定足数)

第17条 会議は、理事又は常任理事現在数の3分の2以上の出席者がいなければ開会することができない。その場合、委任状を提出すれば出席したものとみなす。

(議決)

第18条 会議の議事は、出席理事又は出席常任理事の過半数をもって表決し、可否同数のときは、議長の決するときによる。

- (1) 会議の議事は理事会においては理事の過半数をもって表決する。
 - (2) 会議の議事は常任理事会においては常任理事の過半数をもって表決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規約の改正は、理事会構成員の4分の3以上をもって表決する。

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事又は常任理事は、当該議事につき、書面をもって表決し、又は、理事は理事を代理人とし常任理事は常任理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第18条の2の規定の適用については出席したものとみなす。

- (1) 会議の議事は理事会においては理事の出席をもって表決する。
- (2) 会議の議事は常任理事会においては常任理事の出席をもって表決する。
- (3) 理事会が開催困難な場合は、書面をもって表決することができる。

(議事録)

第20条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

第五章 委員会

(構成)

第21条 本連盟に次の委員会を置き、委員会は常任理事、理事及び委員をもって構成する。

(委員会)

第22条 本連盟に、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会

第六章 会計

(資産の構成)

第23条 本連盟の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) チーム加盟料
- (2) 補助金
- (3) 協賛金
- (4) 寄付金
- (5) その他

(資産の管理)

第24条 本連盟の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(会計年度)

第25条 本連盟の会計年度は毎年4月1に始まり翌年3月31日に終わる。

第七章 名誉会長・顧問・参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第26条 本連盟に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、参与は、理事会の諮問に応じる。顧問及び参与は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 名誉会長、顧問及び参与は、役員を兼ねることができない。

第八章 事務局

(事務局)

第27条 本連盟の事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 事務局に、事務処理の責任者として、事務局長を置く。
- 3 事務局に関する規定は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第九章 補則

(委任)

第28条 この規約に定めるもののほか、本連盟の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則 この規約は、平成11年4月1日より施行する。
平成20年4月1日一部改定。
平成23年4月1日全面改定。